

## 三重県入札等監視委員会 審議概要(令和7年度 第3回)

開催日時	令和7年11月26日(水曜日)14時00分から16時00分まで	
開催場所	JA三重健保会館 3階 大研修室	
出席委員	委員長 酒井 俊典 副委員長 岡島 賢治 (※) 委員 山田 梨津子 委員 山崎 美幸 委員 加藤 拓也 委員5名中5名出席 (※岡島副委員長の出席は委員会冒頭から第2項 番号2まで。)	
審議対象期間	令和7年7月1日から令和7年9月30日	
抽出案件	総件数 4件	(備考)
一般競争入札	3件	
指名競争入札	1件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、 それらに対する回答等	意見・質問	回答
	次頁以降のとおり	次頁以降のとおり
委員会による意見の具申 または勧告の内容	特になし	

三重県入札等監視委員会 令和7年度 第3回定例会	
意見・質問	回答
1 報告事項	
入札参加資格停止等の運用状況一覧表	
意見・質問なし	—
低入札調査一覧表	
該当案件なし	—
談合情報一覧表	
意見・質問なし	—
1者入札契約一覧表 入札不調一覧表	
・入札不調の理由が「配置技術者の確保が困難」の場合は、再公告時に「小規模業務委託で対応」、「企業要件の緩和」等で対応していることが多いが、再公告時の対応が「総合評価方式から価格競争方式に変更」となっている案件がある。この対応とした理由は何か。	・当該案件は管工事であり、管工事の業者は土木工事の業者と異なり総合評価方式に慣れていないことが多い。そのため、総合評価方式から価格競争方式に変更し、入札に参加しやすい形とした。
・上記の質問に関連して、入札不調の案件を総合評価から価格競争に変更すると、総合評価で確認していた項目が確認できなくなるが、そのあたりは別途確認しているのか。	・総合評価方式は価格と技術評価の両方で総合的に判断するものである。価格競争方式でも、企業要件や技術者要件を設定して公告をしているので、価格競争方式に変えることに特に問題はないと考えている。
・1者入札の件数について、例年よりも多かったという話があったが、その要因の分析結果はどうなっているか。	・今回1者入札の52件のうち、26件が機械器具設置工事であった。の中でも分解点検工事や補修工事が多い。そのため、国から出された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」に記載がある参加者確認型随意契約方式について、三重県の1者入札の対応として取り入れられないか検討を始めたところである。
・機械器具設置工事の1者入札または入札不調の理由として、「採算が合わない」「配置予定技術者がいない」という理由があるが、県としては発注規模を大きくすれば1者入札や入札不調は解消するという認識か。	・ポンプ等の機械修繕工事において、複数施設を合わせて発注規模を大きくすることで、1者入札や入札不調が減少するかもしれないが、それだけで全て解消できるとは考えていない。

意見・質問	回答
2 入札・契約抽出事案の審議について	
番号1 一般国道311号(西の谷橋) 橋梁補強工事[熊野建設事務所]	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域要件と企業要件に該当する県内業者が1者のみだが、地域要件自体を満たしている県内業者は何者あるのか。もし地域要件に該当する県内業者は複数あるが企業要件を満たす者が1者ということになると、企業要件自体が大きな参入障壁となっているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域要件には総合評定値1000点という条件があり、それに該当する業者は1者のみである。その点数を下げる場合、業者数は少し増える。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の案件は「技術提案を求める(対策なし型)」としている。対策あり型がある中で今回対策なし型としたのは、何か基準によるものなのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格が5億円未満は対策なし型となる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案を求める制度が運用され始めてそれなりの年数が経過しているが、対策あり型とする基準額について見直す予定はあるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今のところ変更予定はない。5億円を超えると議会案件となるため、議会案件とする基準額が変更となる場合は、対策あり型とする基準額も同様に変更することを検討する必要がある。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記について、国や他県の動向はどうなっているか。他で基準額を変更する動きがあれば、三重県も基準額の変更を検討すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動向を把握していないので、今後情報収集していく。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「建設キャリアアップシステム活用モデル工事案件」の対象とする基準は何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県土整備部においては、建設事務所において約半数をモデル工事とするよう発注機関に通知している。本工事では入札参加業者が少ないと見込んでいたため、対象外とした。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配置予定技術者等の年齢を評価する試行工事案件」とは何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価において、39歳以下の技術者を配置した場合に点数を付与することにより、若手登用を進めるものである。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域精通度の本店等所在地の点数について、20点の次が5点となっており、15点差となるのは大き過ぎると思われる。これに関して再考する予定はあるか。県内業者が1者のみ参加した場合に競争性が失われる所以、何か再考する余地があるのならば検討して欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内業者に受注してもらうことが大原則であるが、この点数が大きな影響を与えるのは確かなので、業界団体等の意見も聞きながら今後の点数について検討していきたい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の受注者以外の企業が同種工事の入札に参加可能となるよう、企業の育成をして欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、鋼橋上部工事で総合評定値が1000点以上となるのは1者であるが、少し前までは2者存在していた。総合評定値は毎年変動するものなので、その動向を引き続き注視していく。</li> </ul>

意見・質問	回答
番号2 一般国道306号(相生橋) 道路改良(橋梁拡幅)工事[四日市建設事務所]	
<p>・過年度の同種工事において、同一の要件ながら参加資格を満たす業者数が令和4年度から令和7年度にかけて60者から43者に減っている。これはこの技術を持っている業者が減ったということか。</p>	<p>・要件において総合評定値が1100点以上となっており、業者の点数は毎年変化するので、令和4年度に1100点以上の業者が60者いて、現在それを満たさない業者や新たに満たすこととなった業者がおり、そのような中でこの指名参加業者数は毎年変化していく認識である。</p> <p>・工事実績においては過去15年間と設定しているので、令和4年時点での過去15年間の実績を持っていた業者が、その後実績を積めなかつた可能性がある。</p>
<p>・参加資格を満たす業者数が60者から43者に減っている原因が不明確であると、今後1者入札や入札不調の増加につながるのではないか。県としてはどのような認識か。</p>	<p>・参加資格を満たす業者数が今後も減少していくようであれば、何らか考える必要がある。今後も動向をしっかりと把握していく。</p>
<p>・本工事の要件を満たす業者が三重県にはいないことであるが、それに関し受注者をJVとすることは考えられるのか。</p>	<p>・基本的にJVとすると構成員同士で受注金額を分け合うことになり、さらに工期も長くなるため、技術者の配置が難しくなる。受注者をJVにすることは、3億円程度の工事であればデメリットの方が大きいと考える。</p>
<p>・本工事の企業要件はプレストレストコンクリート上部架設工事の実績を求めていた。本工事により架設工事の実績は増えるのか。それとも補修補強工事の実績が増えるのか。</p>	<p>・架設工事の実績にはならないと考える。</p>
<p>・本工事の企業要件を補修補強工事とすると参加可能業者数は少なくなるので、今回は架設工事として広くしたと思うが、今回のような工事が増えてくれば、今後は直接補修補強工事の企業要件を満たす企業が増えてくることになるのか。</p>	<p>・そうなると考える。現状補修補強工事の発注は多くないため、今回企業要件としてはプレストレストコンクリート上部架設工事の実績とした。架設工事の実績があるならば、補修補強工事の技術力もあるという考え方である。今後の補修補強工事の企業要件の設定については、架設工事と補修補強工事のどちらでも良いというような設定も検討していきたい。</p>
番号3 中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸処理区) 雲出川左岸浄化センター2系水処理施設改築(防食塗装)工事[中南勢流域下水道事務所]	
<p>・配水場のモーターの交換や設備の更新では配水場ごとに特定の業者による1者入札となることはよくあるが、このような浄化槽・水処理施設の塗装工事は、施設ごとに特定の業者による1者入札となるのか、塗装工事なのである程度どの業者でも施工可能だが結果的に1者入札になつたのか、どちらであるか。</p>	<p>・どの業者でも施工は可能なので、特に既存施設の兼ね合いで1者入札になつたとは考えていない。</p>

意見・質問	回答
<p>・令和5年、令和4年もいずれも今回と異なる業者が受注しており、いずれも1者ないし2者の入札となっているが、入札参加者数が少ない原因はどのように分析しているか。</p>	<p>・防食塗装自体が非常に専門的な工事であり、業者の絶対的な数が少ないということが1つあるかと思う。通常下水道施設を設計する際に防食塗装とは、最初沈殿池等様々な汚泥を扱う水槽等で基本的には施工するが、建設当初に施工したときには土木一式工事等の下請けで参入するというケースが非常に多いと考える。今回のように元請けの実績がある専門業者は非常に限られると考えている。</p>
<p>・元請の実績がなかなか積みにくいという話だが、企業要件に元請けという条件は入れないといけないのか。</p>	<p>・基本的に企業要件として実績を求める場合には、元請としての実績を求める。例えば下請けの実績となるとどのような工事なのか、どのような仕様で発注されているのか、そのあたりを確認することが非常に難しいこともあります。今現在元請という形で通常の工事と同様に企業要件を設けている。</p>
<p>・落札率が高い理由として費用が割高となることと、劣化状況が工事を開始しないと判明せず不確定要素が大きいとのことだが、この費用が割高になることは設計に反映し難いものなのか。</p>	<p>・一般的な防食塗装は通常比較的大きな水槽の中を施工するケースが多いが、本工事は比較的幅の狭い水路等が多く含まれているので、例えば人員の配置や機材の配置等の効率があまり良くない。他に供用済みの施設で汚水が流れているので、例えば換気をしたり、濃度測定をしたり、酸素欠乏危険作業主任者を配置する等、付帯的な作業が比較的多くなっている。例えば仮設等は積み上げ計上しているが、酸素濃度の測定等の安全対策はどうしても率の中に含まれるので、比較的大規模な工事に比べると相対的に割高感が出てしまうと考えている。</p>
<p>・状況確認が難しいとのことであるが、実際現場に入り工事が始まり、既設のコンクリートの状況が非常に悪く工事の金額が予想以上に必要となる場合は変更契約の締結や変更設計をすると思うが、そのような対応をしているという認識で良いか。</p>	<p>・その通りである。例えばコンクリートの修復や素地の調整等は我々も当初想定し得る範囲で計上しており、特記仕様書の中で積算の変更について明示している。ただ、中が確認できないということになると、例えば端部の処理や、鉄筋が露出していたときの処理等、様々なことが想定されるので、業者はその辺りを不確定要素として少し余裕を見た部分もあると考えている。しかし、指摘の通り不確定となるところについて、しっかりと対応していくことをさらに検討する必要があると考えている。</p>
<p>・落札率がほぼ100%となったのは、状況を判断する中で、どの程度か見積もれないような、様々な要因が含まれる工事であったためか。</p>	<p>・積算上は工事規模に応じた補正は当然しているが、やはり作業の効率が悪い等について、業者は少し安全を見込んだと考える。</p>

意見・質問	回答
番号4 二級河川安濃川水系・岩田川水系 河川整備基本方針及び河川整備計画策定業務委託[津建設事務所]	
<p>・総合評価の評価項目の社会貢献度のところで次世代育成支援活動実績という項目があり、育児休業が就業規則等に規定されている場合に評価するとあるが、これは以前に委員から指摘があったが、育児休業が就業規則で規定されているのは当たり前の話であり、仮に就業規則に定めがなくても法律上行使できる権利であるので、これを就業規則で規定しているから次世代育成に何か実績があるという話にならない気がするが、例えば実際にどの程度の期間育児休業を取得した実績があるかを申告する等の形に改めることは考えられないのか。</p>	<p>・次世代育成に関しては建設工事の方ではこの項目はなくなっており、測量設計のみ今残っている。指摘のとおり当たり前の項目であるので、この扱いについて今後業界と話をしながら項目の設定について検討していきたい。</p>
<p>・建設工事は単純に削除しただけなのか。それとも育児休業の実績を加点事由としているのか。</p>	<p>・建設工事については、入札参加者の育児休業の取得率は95%を超える状態である。ほとんどのところが育児休業を就業規則に記載している状況になりその目的を達成したので、評価項目から削除した。</p>
<p>・育児休業について男性の取得率を上げる等、さらに踏み込んだ項目を設定することは、なかなか難しいのか。他県や他のところが育児休業をどのように評価しているのか調査して欲しい。</p>	<p>・履行確認が必要となるので、実際に申告してその業務の終了時点等で未達成となると不履行等になるので、そのあたりは過去の実績を評価することは考えられるかもしれない。今後検討していきたい。</p>
<p>・指名理由調書の地理的条件について、①県内に本社を有する業者、②県内に営業所等を有する県外業者、③県外に本社を有する業者、全て足して231社であるが、①と②のみでも十分な業者数があると思われる。あえて③を追加した理由は何か。</p>	<p>・河川整備基本方針・河川整備計画は非常に難易度の高い業務であり、①には今のところ実績がない。③の業者は多数の実績があるため追加した。</p>
<p>・今回は見積徴収型のため見積徴取してから予定価格を公表していると思うが、予定価格調書の作成が予定価格公表よりも後となっている。これはタイミングとして問題ないのか。</p>	<p>・予定価格調書は開札までに作成すれば良いため、問題ない。</p>
その他、審議案件全体について等	
<p>・猛暑に対する工事業者への県の対応はどうなっているか。国土交通省は夏季休工制度を試験的に導入することだが、県としても導入を検討しているのか。</p>	<p>・建設工事の現場において猛暑の対策として必要な物品の費用について実費弁済をしている。夏季休工制度については、国と県では工事の規模に違いがあるので、そのようなことも考慮をしながら検討を進めたい。</p>
その他	
<p>・次回、令和7年度第4回三重県入札等監視委員会の開催は以下とする。 令和8年2月24日(火曜日)14時00分から16時00分まで</p>	